

MY企業年金通信

区分 内容	DB	DC		その他
	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

新財政運営基準によるDBの財政決算について

※当資料での略号：

確定給付企業年金＝DB

確定給付企業年金法施行規則＝DB規則

新財政運営基準＝DB規則等の一部を改正する省令(平成28年 厚生労働省令第175号)による改正後の財政運営基準

リスク分担型企业年金＝DB規則第1条第3号に規定するDB

2019年3月

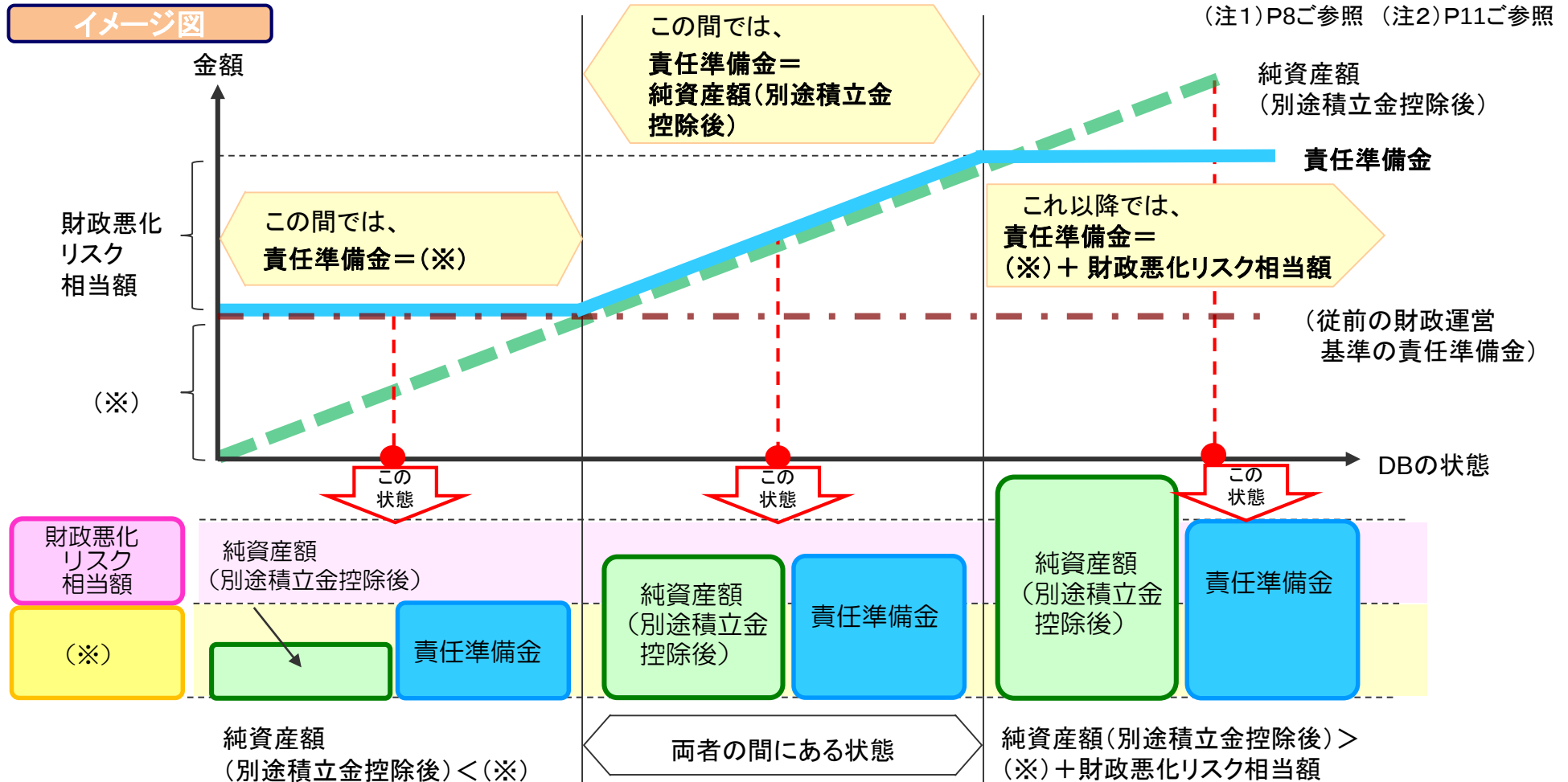


明治安田生命

◆新財政運営基準で財政均衡の状態に幅が設けられたことに伴い、責任準備金の考え方が変更となりました

(従前): 責任準備金 = 数理債務 - 特別掛金収入現価

(新): 「数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価 = (※)」 & 「財政悪化リスク相当額(注1)」と「純資産額(別途積立金(注2)控除後)」の関係により算定



◆新財政運営基準では、継続基準(注1)の算式の分母(責任準備金)が変更となるので、積立比率も変更となります
 新財政運営基準の継続基準では、基準達否は判定できますが、1.00となる状態に幅があります(注2)
 このため、この値だけでは従前のように継続基準抵触までの余裕度(注3)や改善状況(前年比較)は見えません

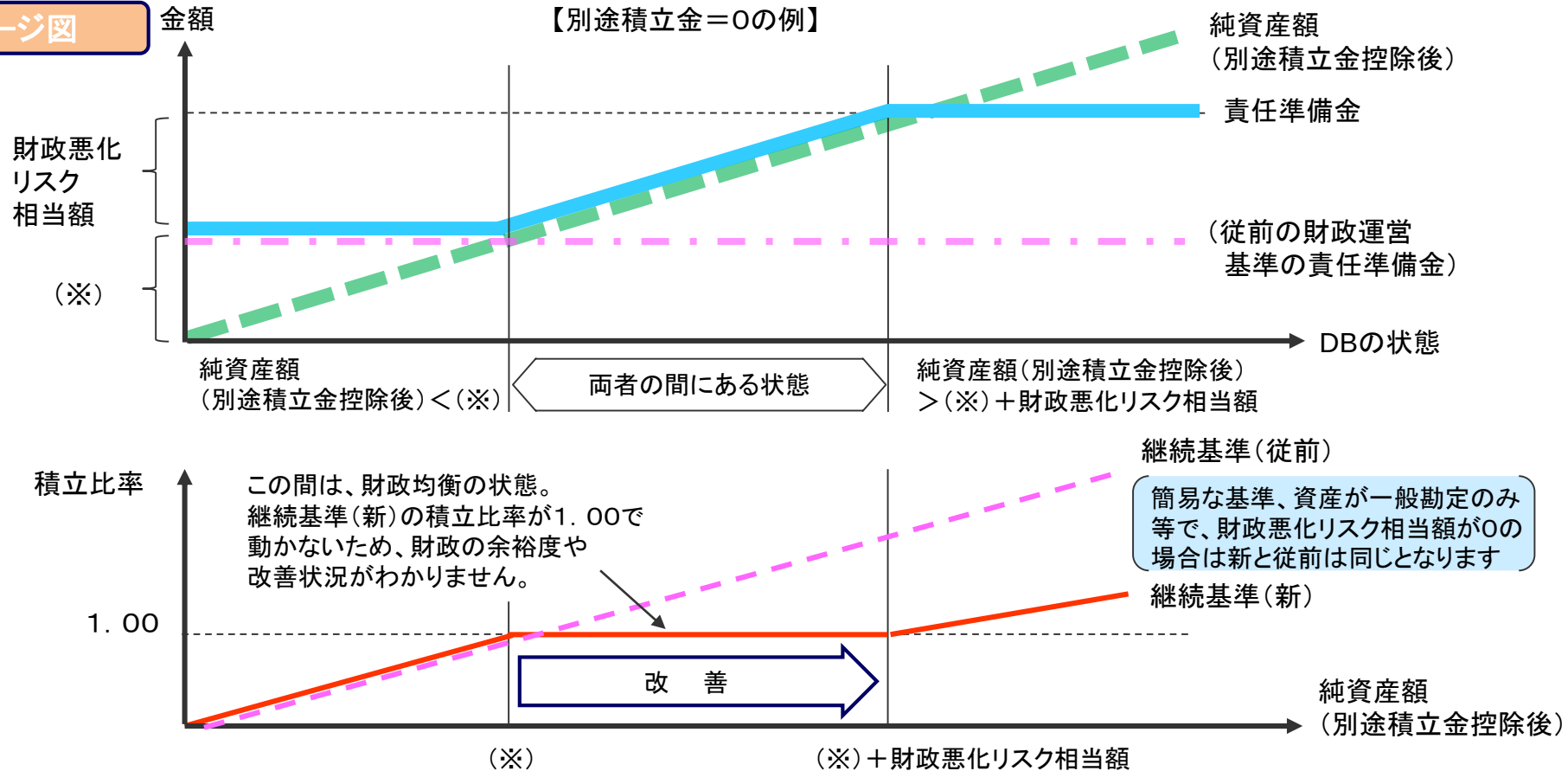
(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価

(注1) 純資産額 ÷ 責任準備金で算定。純資産額とは、別途積立金控除前の純資産額です(以下同じ)。

(注2) 別途積立金が0(ゼロ)の場合

(注3) その分を超えて純資産額が減少した場合に継続基準に抵触する額

イメージ図



余裕度も見れる積立比率について

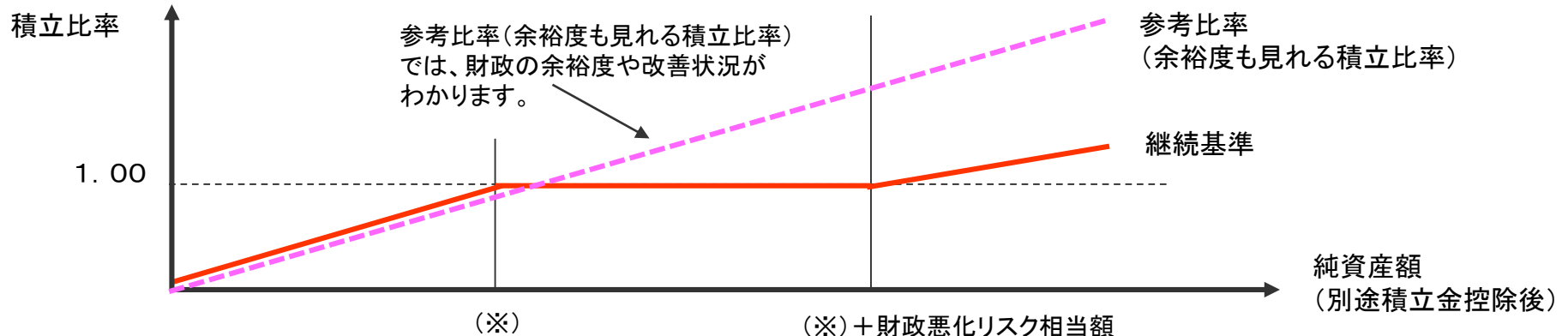
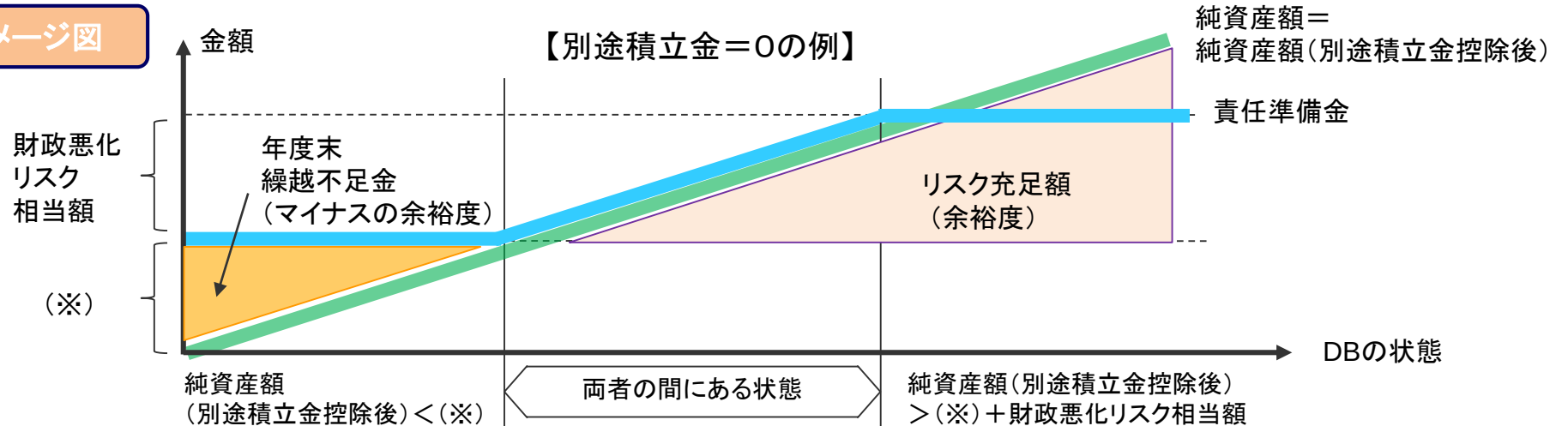
◆当社では、純資産額÷(※)(注)で算定される財政の余裕度や改善状況(前年比較)も見れる積立比率「参考比率(従前の継続基準に準ずるもの)」を参考で算出します

(※)＝数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価

(注)責任準備金は(※)が下限であることから、下限(※)に対しての積立比率で算定します。また、下限(※)を上回る額(「リスク充足額」といいます)が余裕度を表し、下限(※)を下回る額が年度末繰越不足金(貸借対照表の額ではなく、翌年度に繰り越す額)でマイナスの余裕度を表します。

純資産額＝(※)＋リスク充足額(又は一年度末繰越不足金)なので算式の分子には余裕度が含まれています。

イメージ図



◆当年度剰余金・不足金は、次のように算定します(従前どおり)

純資産額(別途積立金控除後)－責任準備金＋繰越不足金＝(■)

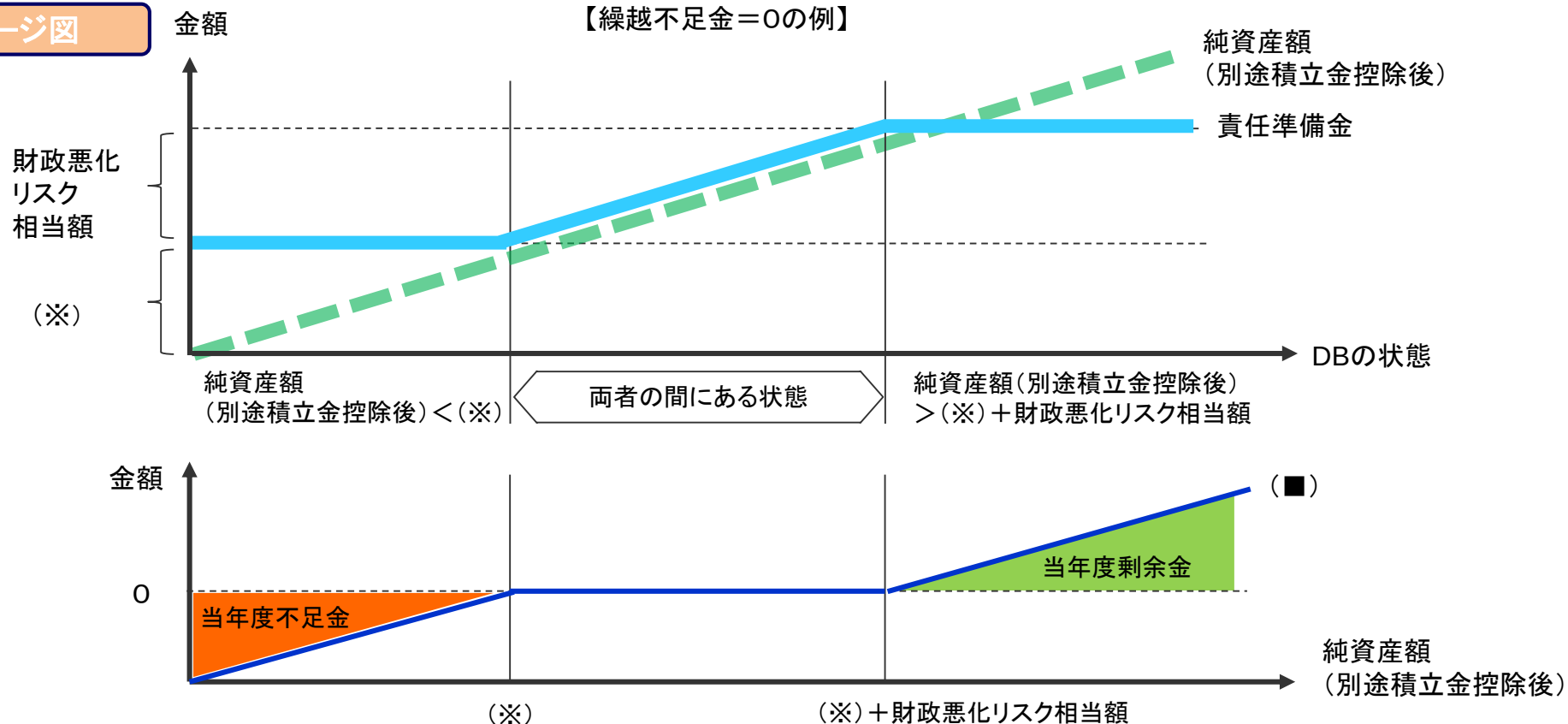
(■)＞0 ⇒ 当年度剰余金＝(■)、 (■)＝0 ⇒ 当年度剰余金・不足金＝0、

(■)＜0 ⇒ 当年度不足金＝－(■)

ただし、責任準備金の考え方が変更となりましたので、当年度剰余金・不足金も変更となります

(※)＝数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価

イメージ図



◆上記のように当年度剰余金・不足金が変更となったため、当該値は実質的な当年度の剰余金・不足金(従前の財政運営基準による当年度剰余金・不足金に準ずる値)を表していません

実質的な当年度の剰余金・不足金は、前年度と当年度の余裕度の差額で見ることができます(注)

具体的には、以下で算定します

当年度の(リスク充足額－年度末繰越不足金)－前年度の(リスク充足額－年度末繰越不足金)＝(★)

(★)＞0 ⇒ 実質的な当年度の剰余金＝(★)、 (★)＝0 ⇒ 実質的な当年度の剰余金・不足金＝0、

(★)＜0 ⇒ 実質的な当年度の不足金＝－(★)

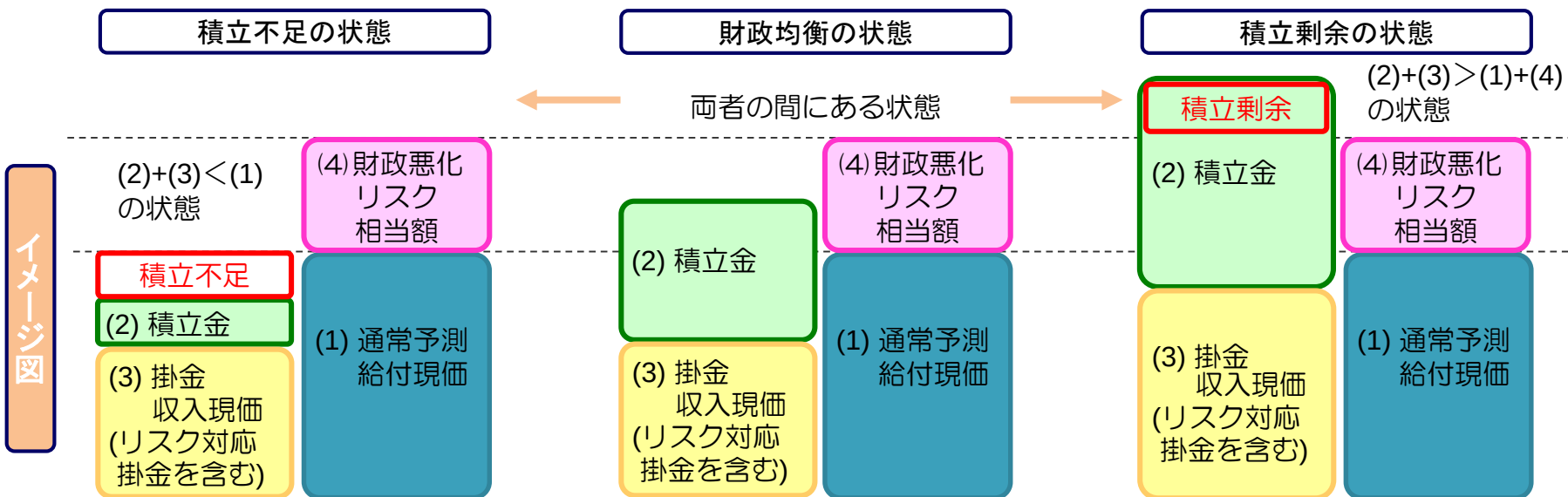
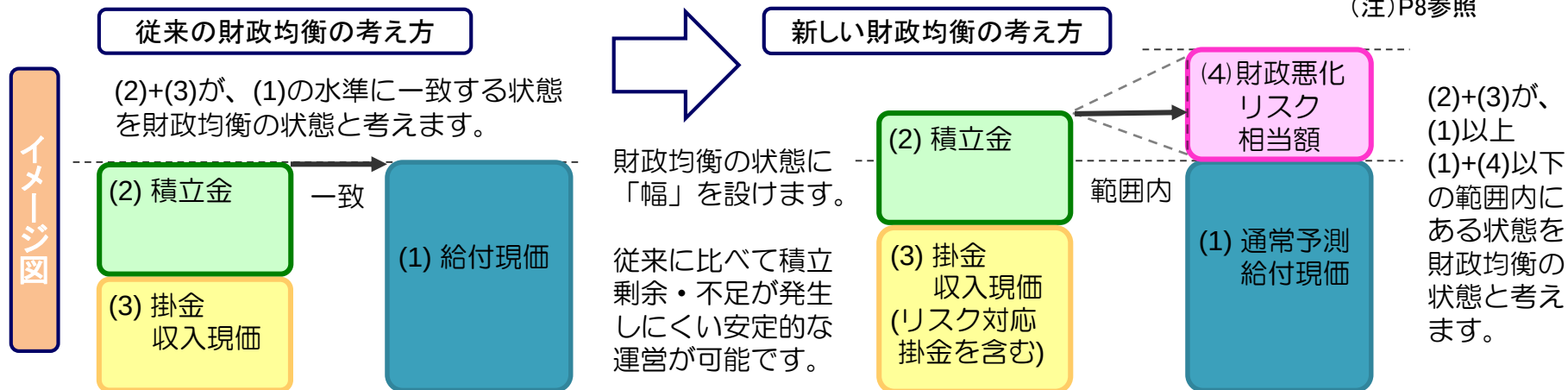
ただし、前年度末以降に財政再計算を実施した場合は、(★)の中に財政再計算による剰余金・不足金が含まれていますので、当該財政再計算による剰余金・不足金を控除した額が実質的な当年度の剰余金・不足金になります。

(注)リスク充足額＞0であれば継続基準を達成して実質的に積立剰余となり、年度末繰越不足金＞0であれば継続基準が未達で実質的に(実際も)積立不足となります。つまり、余裕度(リスク充足額、年度末繰越不足金)は、実質的な剰余金・不足金の累計とみることができます。これより、前年度と当年度の余裕度の差額は、実質的な当年度の剰余金・不足金を表していることが分かります。

新しい財政均衡の考え方

・リスク対応掛金の新設で給付に必要な額以上の財源が事前準備可能となりました。この財源水準が財政悪化リスク相当額(注)の範囲内にある限りは「財政均衡」の状態とすることで、安定的な財政運営が可能となりました。

(注)P8参照



・財政悪化リスク相当額とは、将来発生するリスクで「通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額」と定義されています。また、財政悪化リスク相当額は、積立不足が生じた場合に最大20年で償却することとされているため、現に積立不足が生じた場合でも安定的な償却が可能となるよう、20年程度に1回の損失にも耐えうる基準として定められます。

・財政悪化リスク相当額の算定方法には、次の2つの方法があります。

- ①標準的な算定方法
- ②特別算定方法

①標準的な算定方法(注)

将来発生するリスクとして、将来の年金資産の価格変動により年金資産の減少(価格変動リスク)を想定しています。リスク係数が定められていない資産(以下「その他資産」といいます。)の割合が20%未満の場合に採用できます。

財政悪化リスク相当額＝「資産区分ごとの資産額×資産区分ごとのリスク係数」の合計×補正率

補正率＝資産額合計(ただし、上限は通常予測給付現価)÷リスク係数の定められている資産額の合計

資産の区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産
リスク係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%

②特別算定方法(注)

厚生労働大臣の承認を受けて、DBの実態にあわせて算定する方法です。年金資産の価格変動リスクを考慮することは必須ですが、基礎率が実績と乖離する負債の変動リスクの考慮は任意です。

その他資産の割合が20%以上の場合には、特別算定方法を採用しなくてはなりません。

・財政決算時の財政悪化リスク相当額は、特殊な場合を除き前回財政再計算の値と同額となります。

(注)リスク分担型企業年金でないDBの場合です。

責任準備金について(1)

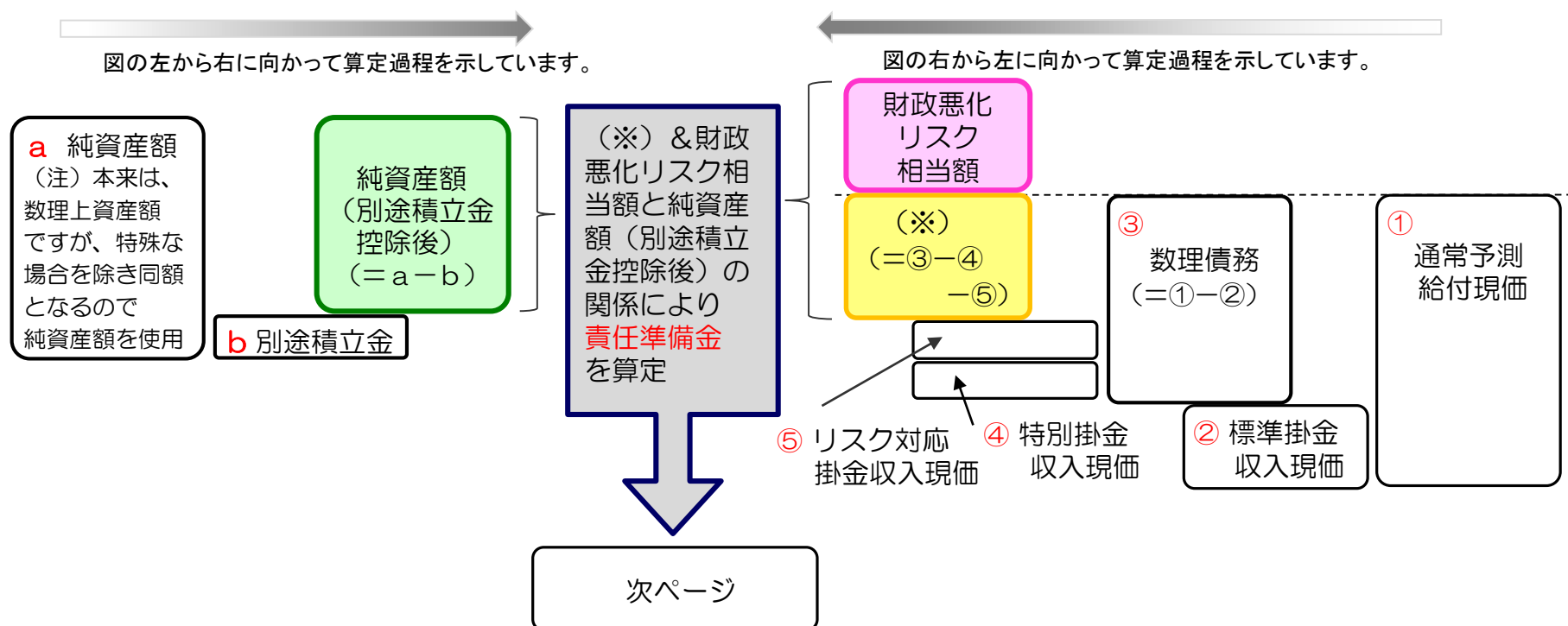
- ・新財政運営基準では、財政均衡の状態に幅が設けられました。
これに伴い、責任準備金の考え方が変更となりました。

○従前の財政運営基準:「責任準備金＝数理債務－特別掛金収入現価」

○新財政運営基準:

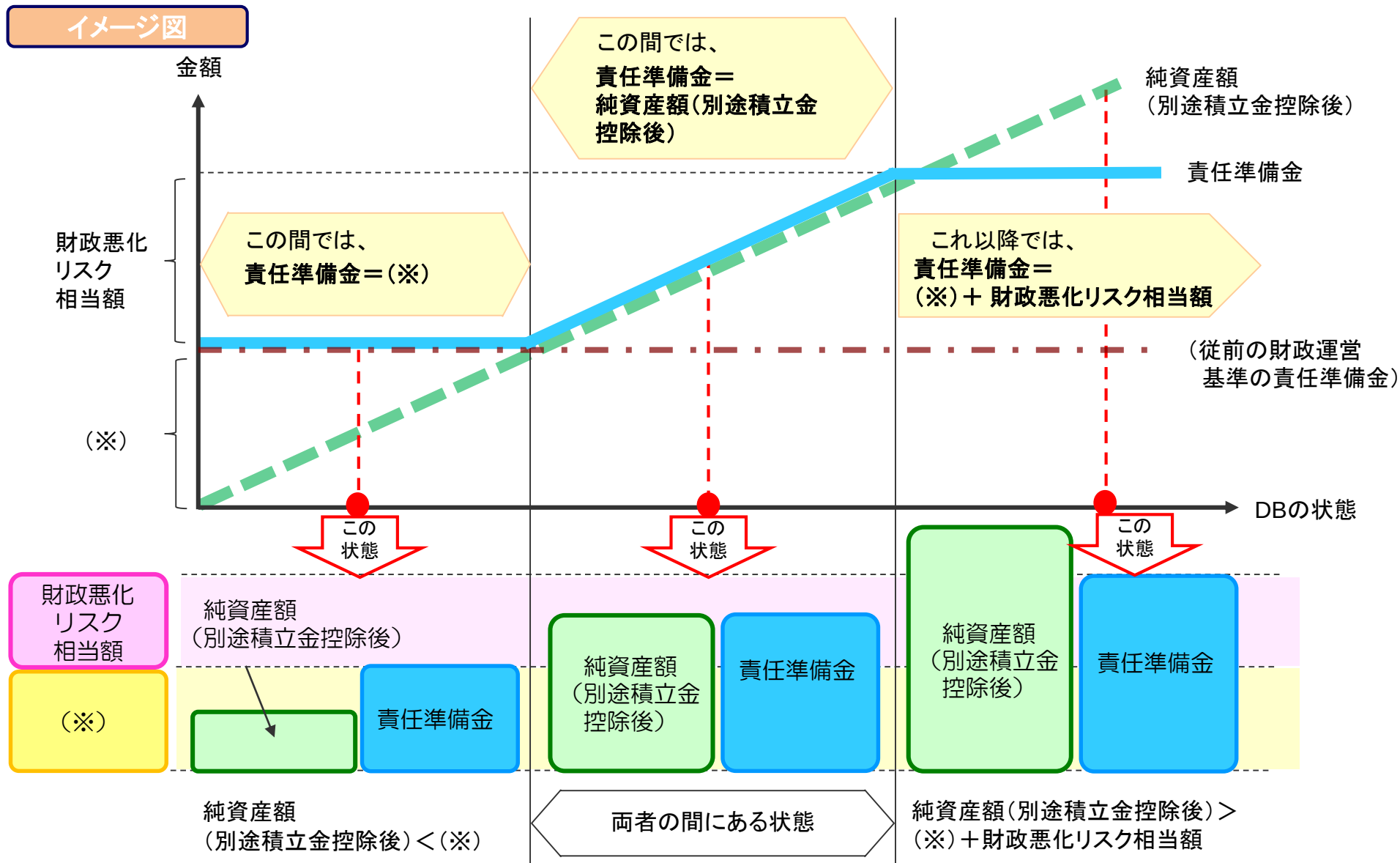
「数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価＝(※)」&「財政悪化リスク相当額」と
「純資産額(別途積立金(注)控除後)」の関係により算定します。

(注)P11参照



責任準備金について(2)

(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価



・別途積立金とは

前事業年度末において、純資産額が責任準備金を上回る額に、財政再計算に伴い当事業年度において積み増した額を加え、取り崩した額を控除した額です。

・繰越不足金とは

前事業年度末において、純資産額が責任準備金を下回る額から、財政再計算に伴い当事業年度において処理した額を控除した額です。

上記は、年金経理の勘定科目上の定義です。具体的には、次のようになります。

当年度の「別途積立金」

＝前年度の「別途積立金」＋前年度の「当年度剰余金」－前年度の「繰越不足金」
－前年度の「当年度不足金」＋当年度の「別途積立金積増金」－当年度の「別途積立金取崩金」
(負値となる場合は0(ゼロ))

当年度の「繰越不足金」

＝前年度の「繰越不足金」＋前年度の「当年度不足金」－前年度の「別途積立金」
－前年度の「当年度剰余金」－当年度の「繰越不足金処理金」
(負値となる場合は0(ゼロ))

- ・責任準備金を算定する際に必要となる数値は、行政に提出する様式C7ーイの「5. 数理債務及び責任準備金」に記載されています。

様式C7ーイ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類

5. 数理債務及び責任準備金

(金額単位: 千円)

			合計	
給 付 現 価	合 計	:		
	通常予測給付現価	:		
	...	:		
	財政悪化リスク相当額	:		
	...	:		
...			:	
数 理 債 務			:	
特別掛金収入現価			:	
リスク対応掛金収入現価			:	
数 理 上 資 産 額			:	
うち、別途積立金として留保する額			:	
...			:	
...			:	
責任準備金			:	

財政悪化リスク相当額は、特殊な場合を除き前回財政計算の値と同額です。

(※) = 数理債務
 ー 特別掛金収入現価
 ー リスク対応掛金収入現価

純資産額(別途積立金控除後)
 = 数理上資産額
 ー うち、別途積立金として留保する額

(注) 特殊な場合の除き
 「数理上資産額 = 純資産額」です。

責任準備金は、
 (※) & 財政悪化リスク相当額と
 純資産額(別途積立金控除後)の関係
 より前述のように算定されます。

継続基準について(1)

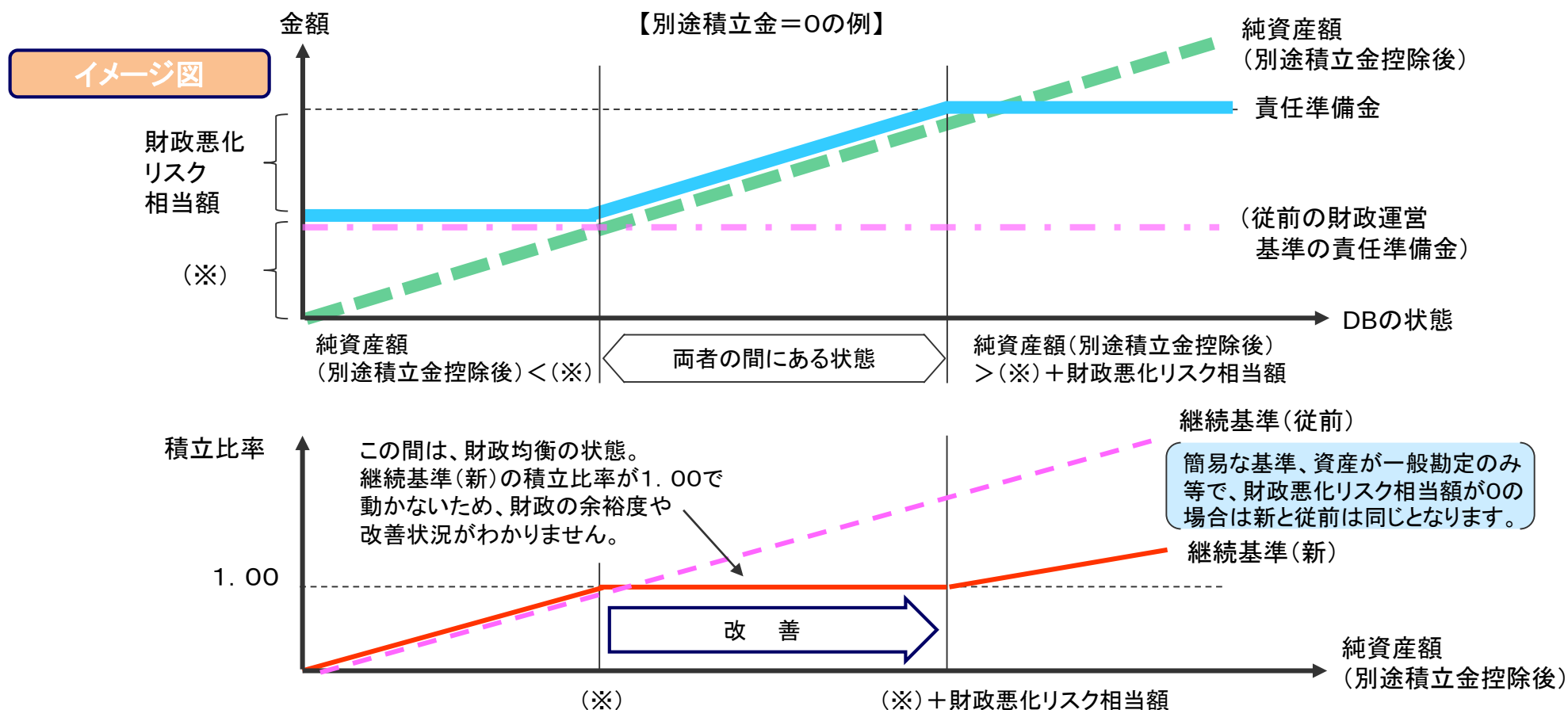
- ・新財政運営基準では、継続基準(注1)の分母(責任準備金)が変更となるので、積立比率も変更となります。
新財政運営基準の継続基準では、基準達成か否かは判定できますが、1.00となる状態に幅があります。(注2)
このため、この値だけでは従前のように継続基準抵触までの余裕度(注3)や改善状況(前年比較)は見えません。

(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価

(注1) 純資産額 ÷ 責任準備金で算定。純資産額とは、別途積立金控除前の純資産額です(以下同じ)。

(注2) 別途積立金が0(ゼロ)の場合

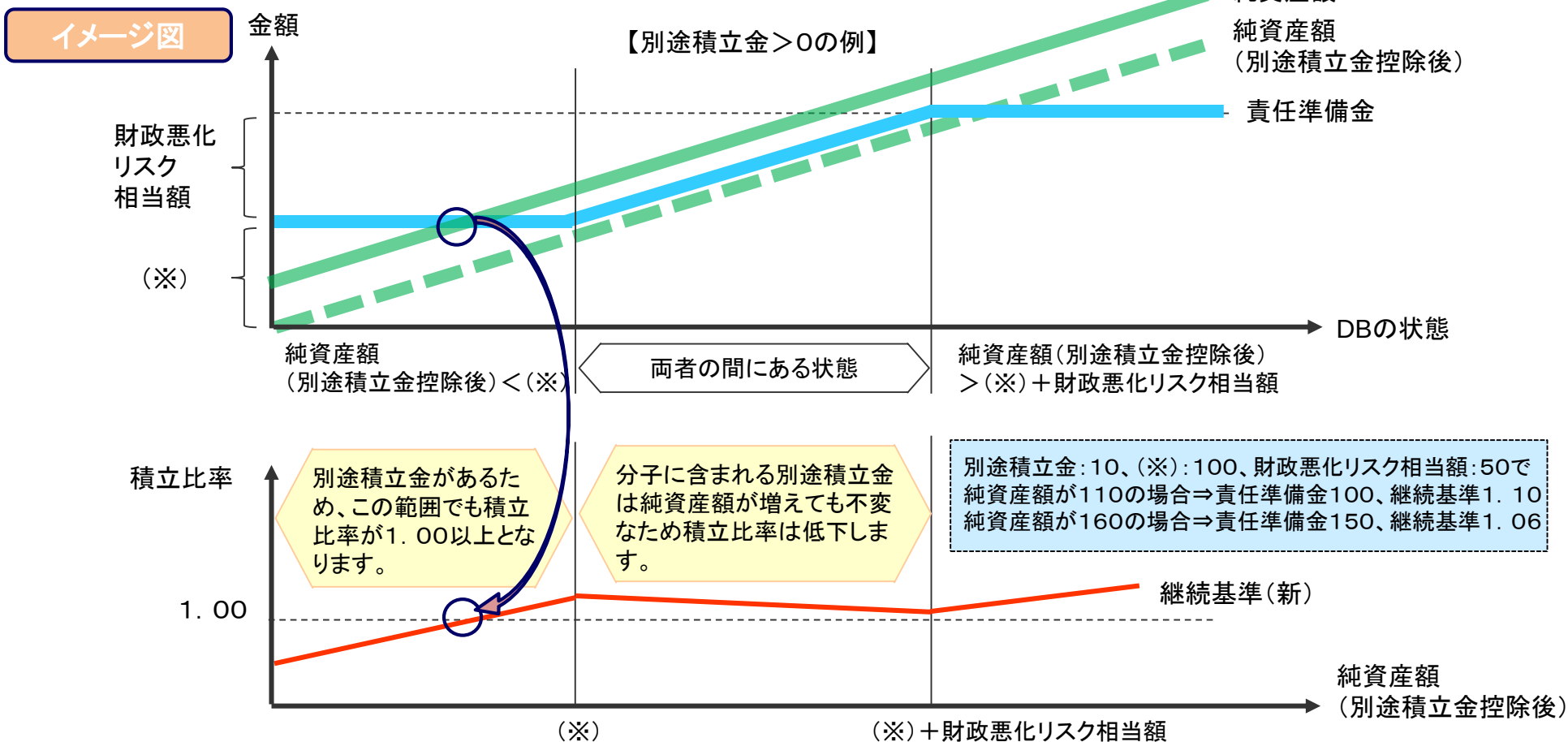
(注3) その分を超えて純資産額が減少した場合に継続基準に抵触する額



継続基準について(2)

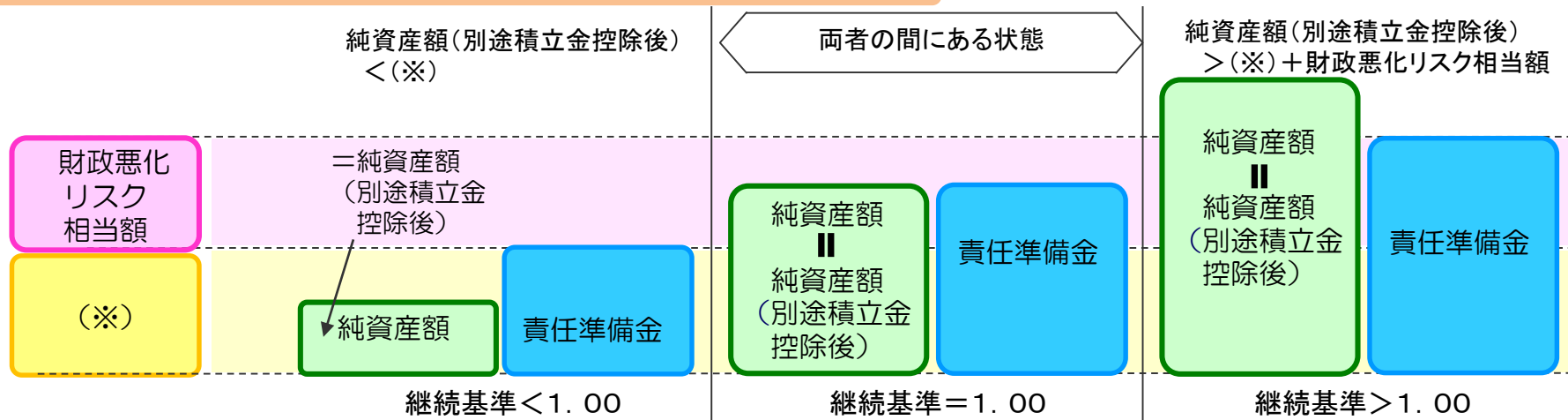
- ・継続基準は「純資産額÷責任準備金」で算定しますが、分子の「純資産額」は責任準備金の算定に関する「純資産額(別途積立金控除後)」ではありません。このため、
純資産額(別途積立金控除後) < (※) でも継続基準が1.00以上となる場合や、
(※) ≤ 純資産額(別途積立金控除後) ≤ (※) + 財政悪化リスク相当額 でも継続基準が1.00超となる場合があることに留意が必要です(分子の純資産額に別途積立金が含まれるため)。

(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価



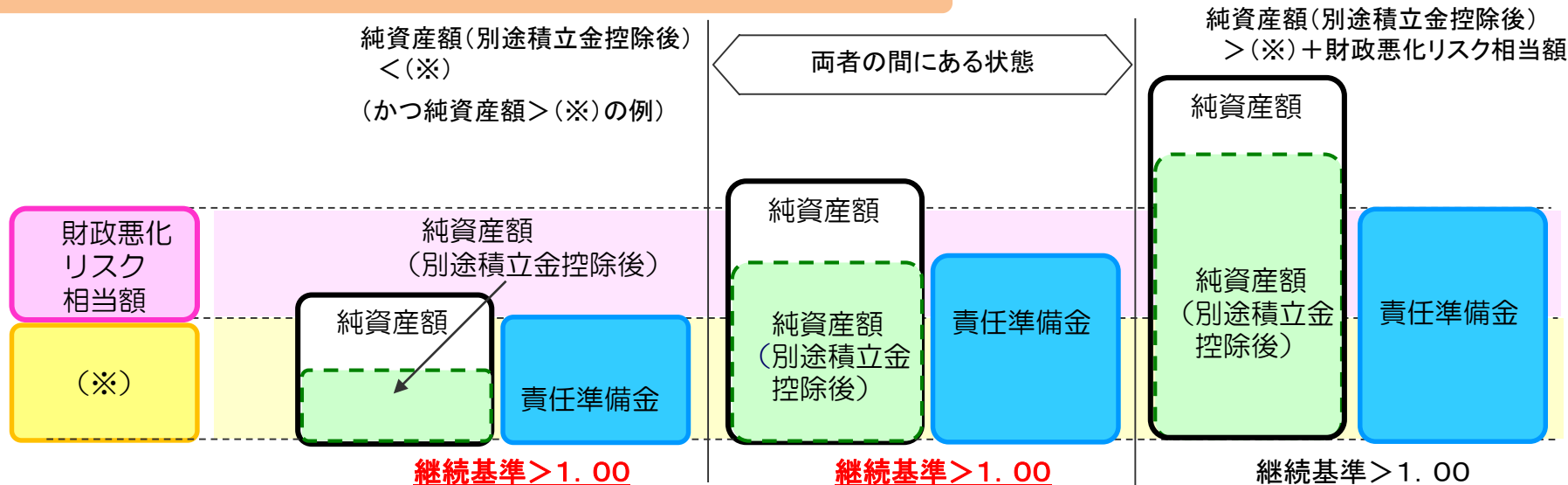
継続基準について(3)

(例1) 別途積立金=0の場合 (純資産額=純資産額(別途積立金控除後))



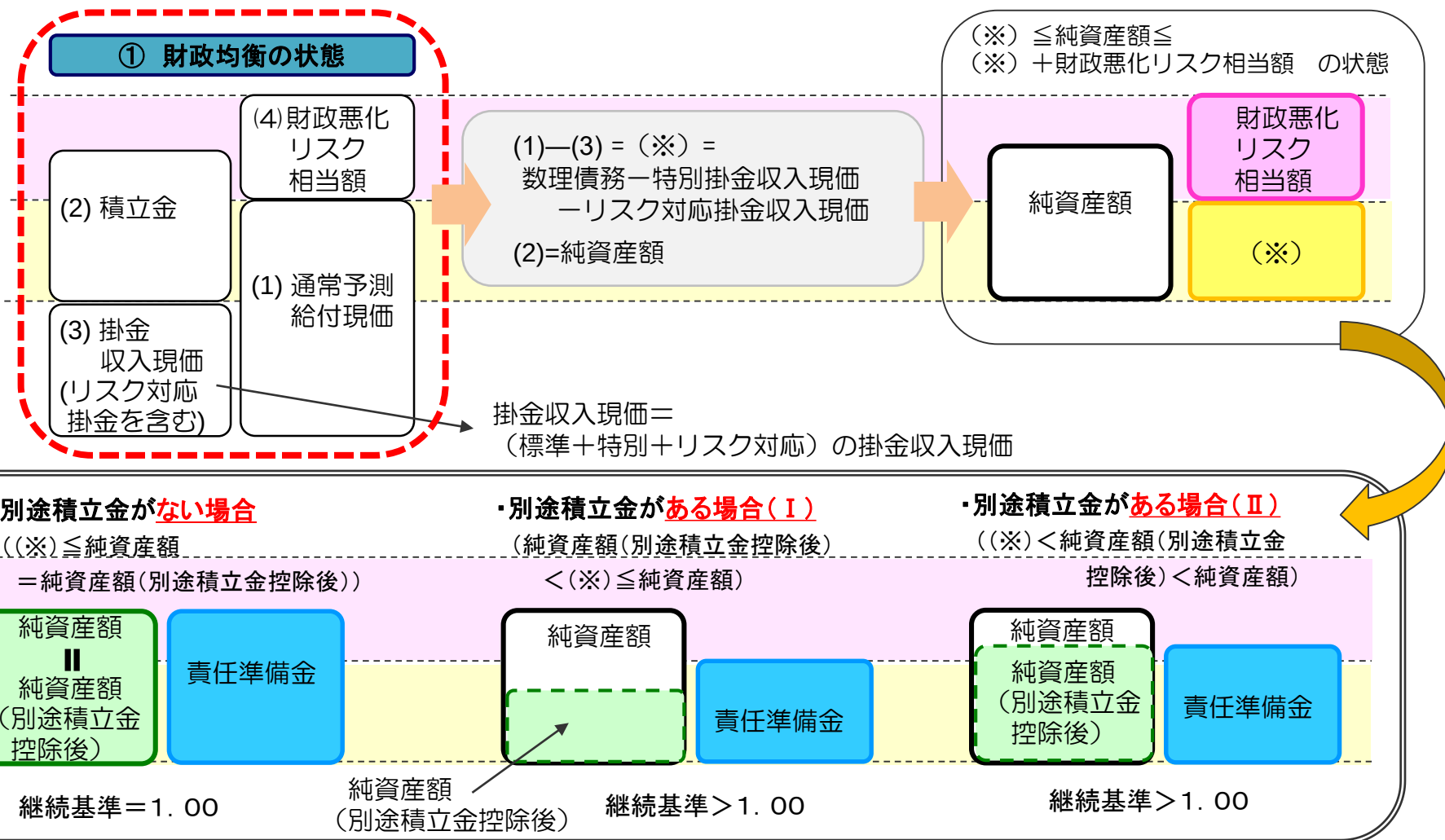
(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価

(例2) 別途積立金 > 0 の場合 (純資産額 > 純資産額(別途積立金控除後))



新しい財政均衡と継続基準の関係(1)

- ① 財政均衡の状態であれば継続基準 ≥ 1.00 (等号となるのは別途積立金がない場合)
- ② 積立剰余の状態であれば継続基準 > 1.00
- ③ 積立不足の状態であれば継続基準 < 1.00 となります。



新しい財政均衡と継続基準の関係(2)

② 積立剰余の状態

積立剰余

(2) 積立金

(4) 財政悪化
リスク
相当額

(1) 通常予測
給付現価

(3) 掛金
収入現価
(リスク対応
掛金を含む)

純資産額 >
(※) + 財政悪化リスク相当額の状態

純資産額

財政悪化
リスク
相当額

(※)

責任準備金の最大値は
(※) + 財政悪化リスク相当額
(最大値でも純資産額未滿)

純資産額

責任準備金
(最大値)

継続基準 > 1.00

(1) - (3) = (※) =
数理債務 - 特別掛金収入現価
- リスク対応掛金収入現価
(2) = 純資産額

③ 積立不足の状態

積立不足

(2) 積立金

(4) 財政悪化
リスク
相当額

(1) 通常予測
給付現価

(3) 掛金
収入現価
(リスク対応
掛金を含む)

純資産額 < (※) の状態

純資産額

財政悪化
リスク
相当額

(※)

純資産額 (別途積立金控除後)
≤ 純資産額 < (※) のため
責任準備金は (※) と同額

純資産額

責任準備金

継続基準 < 1.00

リスク充足額、年度末繰越不足金について

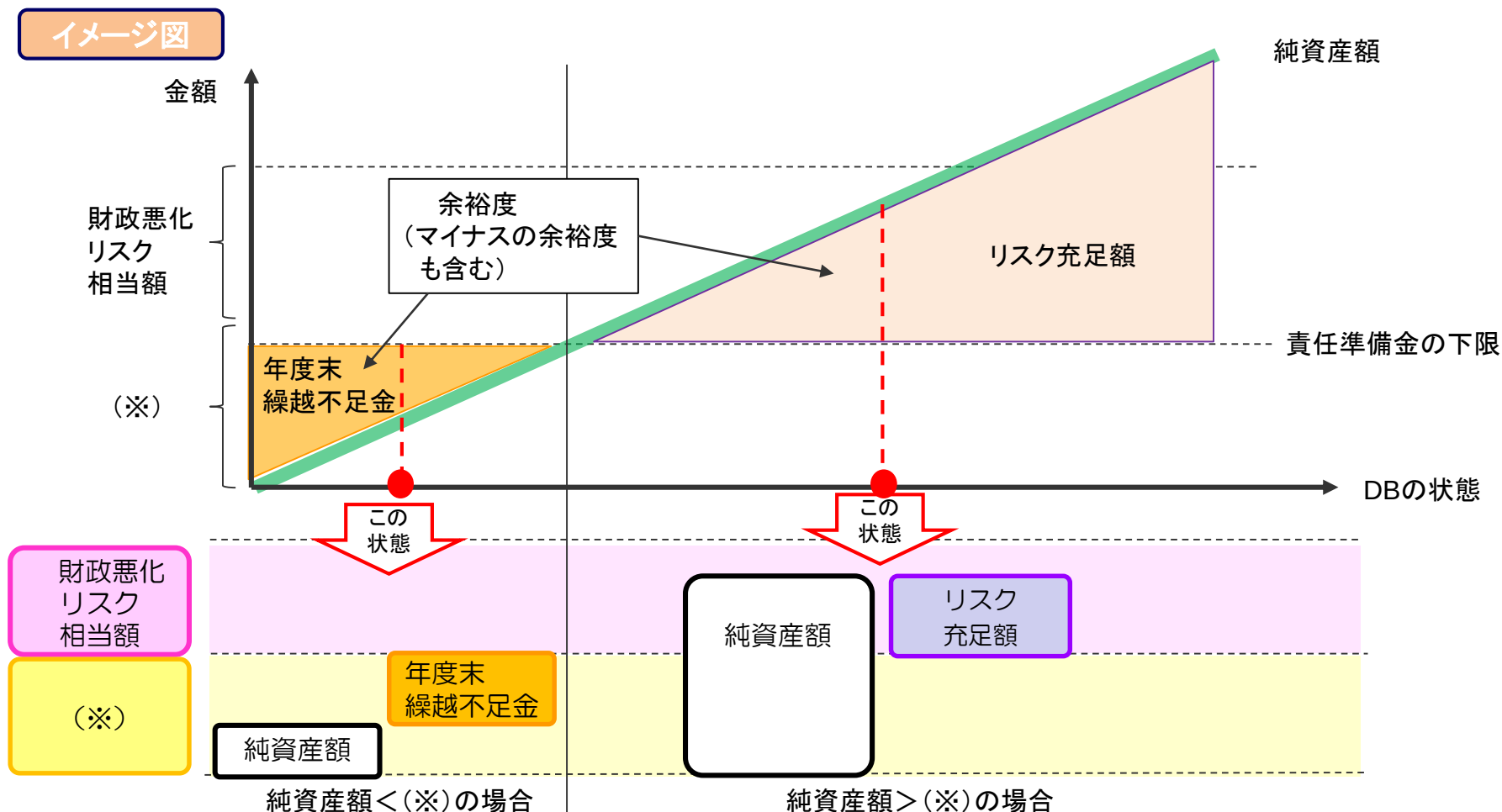
- ・新財政運営基準では、「リスク充足額(＝純資産額が(※)を上回る額)」が余裕度(注1)を示しています。
 なお、純資産額が(※)を下回る場合は、当該下回る額が「年度末繰越不足金(注2)」でマイナスの余裕度となります。

(※)＝数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価

(注1) 責任準備金の下限は(※)であることから、(※)を上回る額が余裕度を表します。

(注2) 当年度貸借対照表に計上されている額ではなく、当年度剰余金・不足金を処分等した後に翌年度に繰り越す額です(以下同じ)。

イメージ図



余裕度も見れる積立比率について(1)

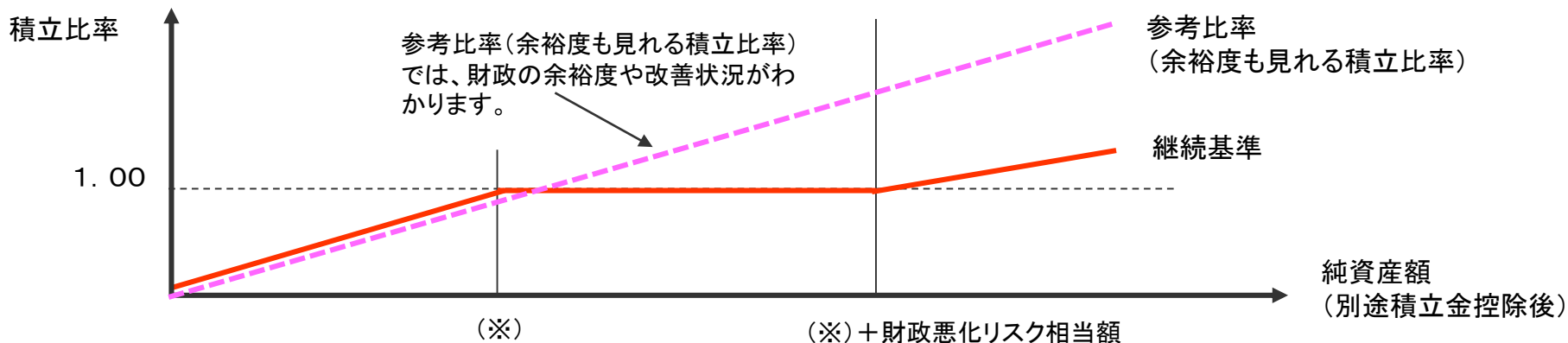
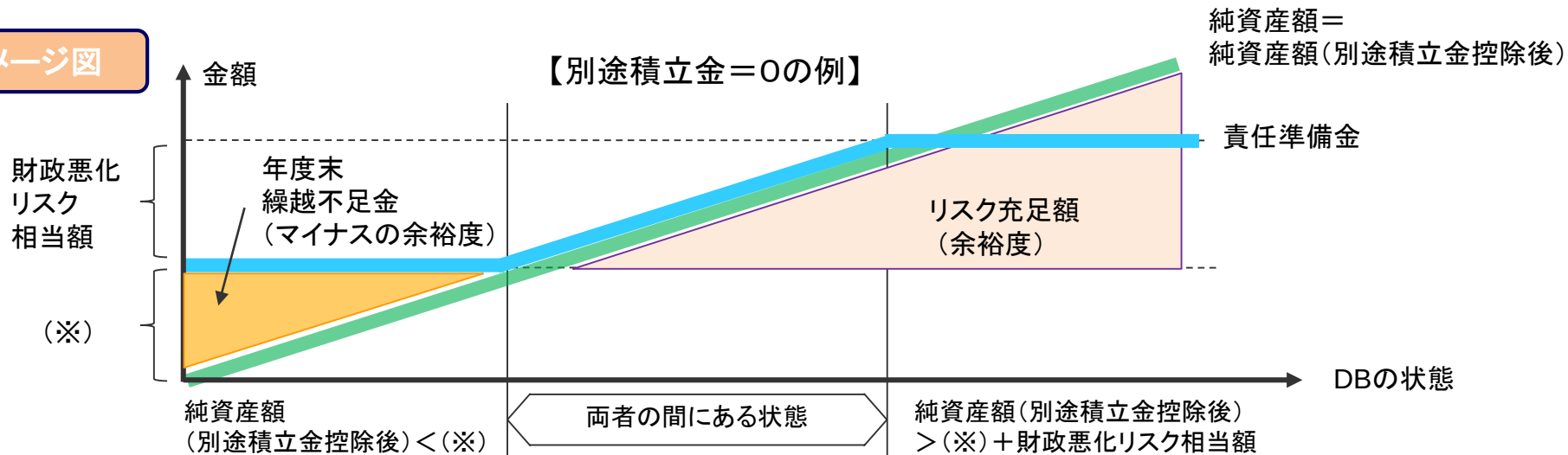
・当社では、純資産額÷(※)(注)で算定される余裕度も見れる積立比率「参考比率(従来の継続基準に準ずるもの)」を表示し、DBの財政状況を的確に把握できるようにします。

(※)＝数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価

(注)責任準備金は(※)が下限であることから、下限に対しての積立比率で算定します。

また、純資産額＝(※)＋リスク充足額(又は一年度末繰越不足金)なので分子には余裕度が含まれています。

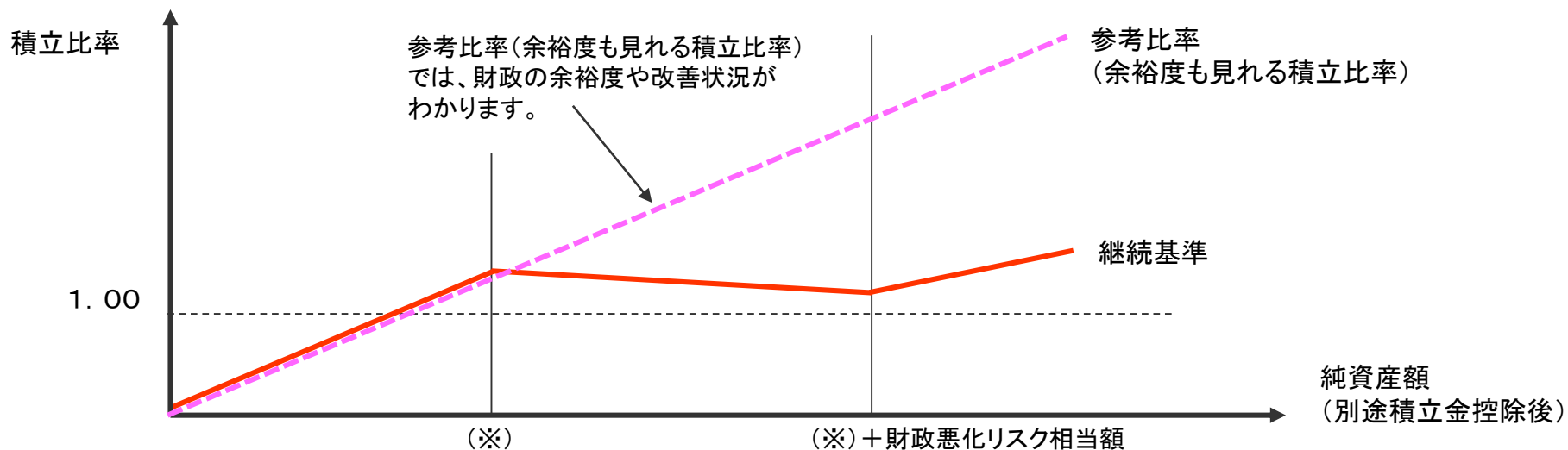
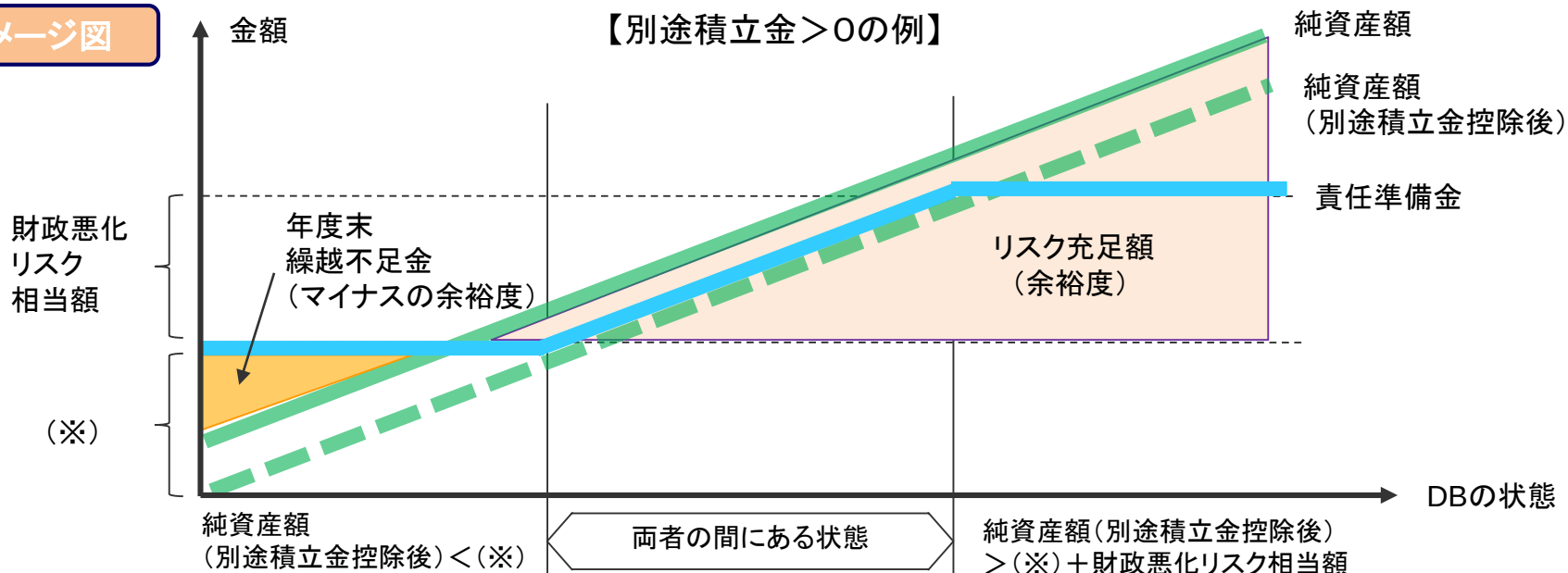
イメージ図



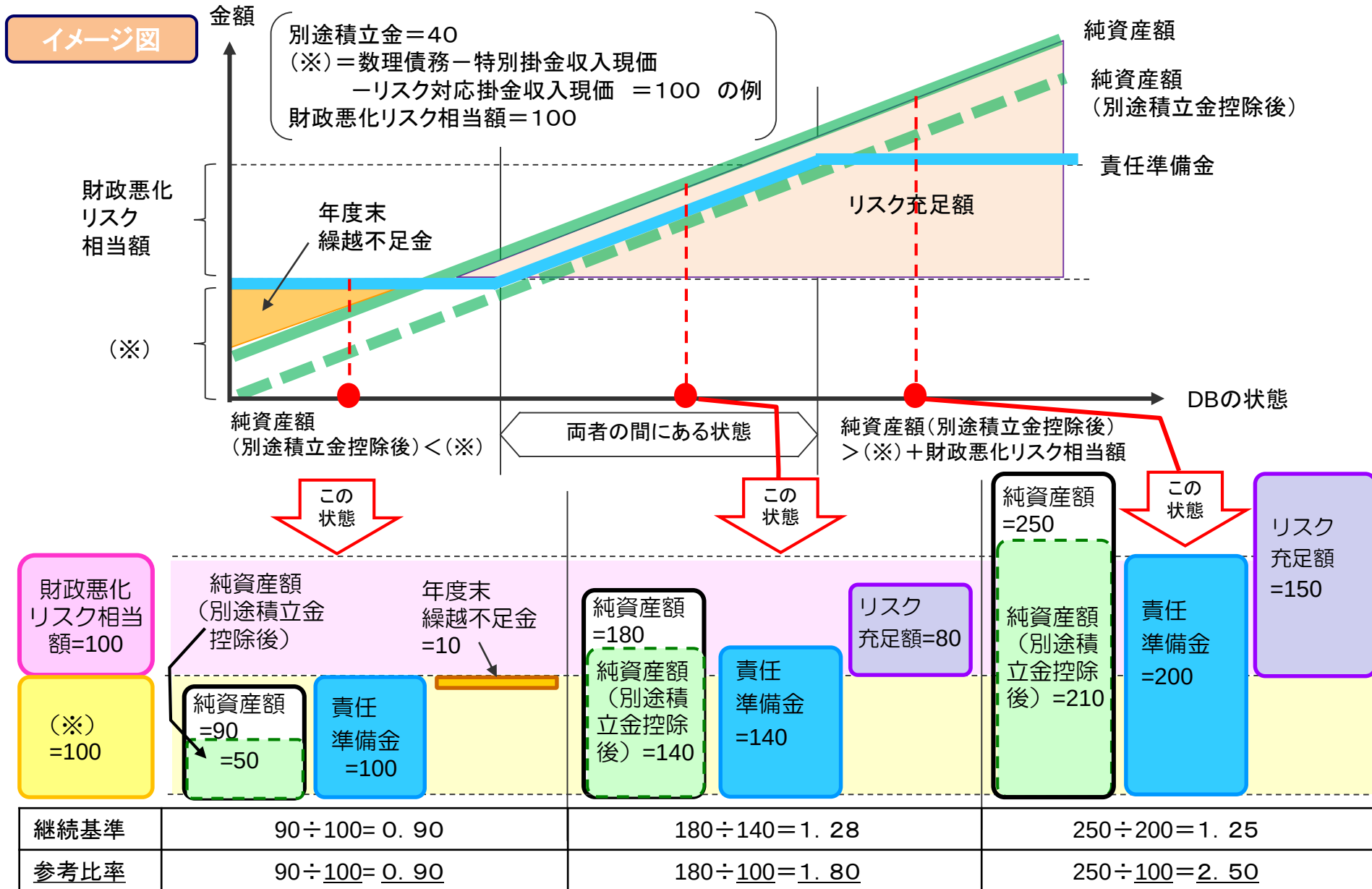
余裕度も見れる積立比率について(2)

(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価

イメージ図



余裕度も見れる積立比率について(3)



当年度剰余金・不足金について(1)

・当年度剰余金・不足金は、次のように算定します(従前どおり)。

純資産額(別途積立金控除後)－責任準備金＋繰越不足金＝(■)

(■)＞0 ⇒ 当年度剰余金＝(■)、(■)＝0 ⇒ 当年度剰余金・不足金＝0、(■)＜0 ⇒ 当年度不足金＝－(■)

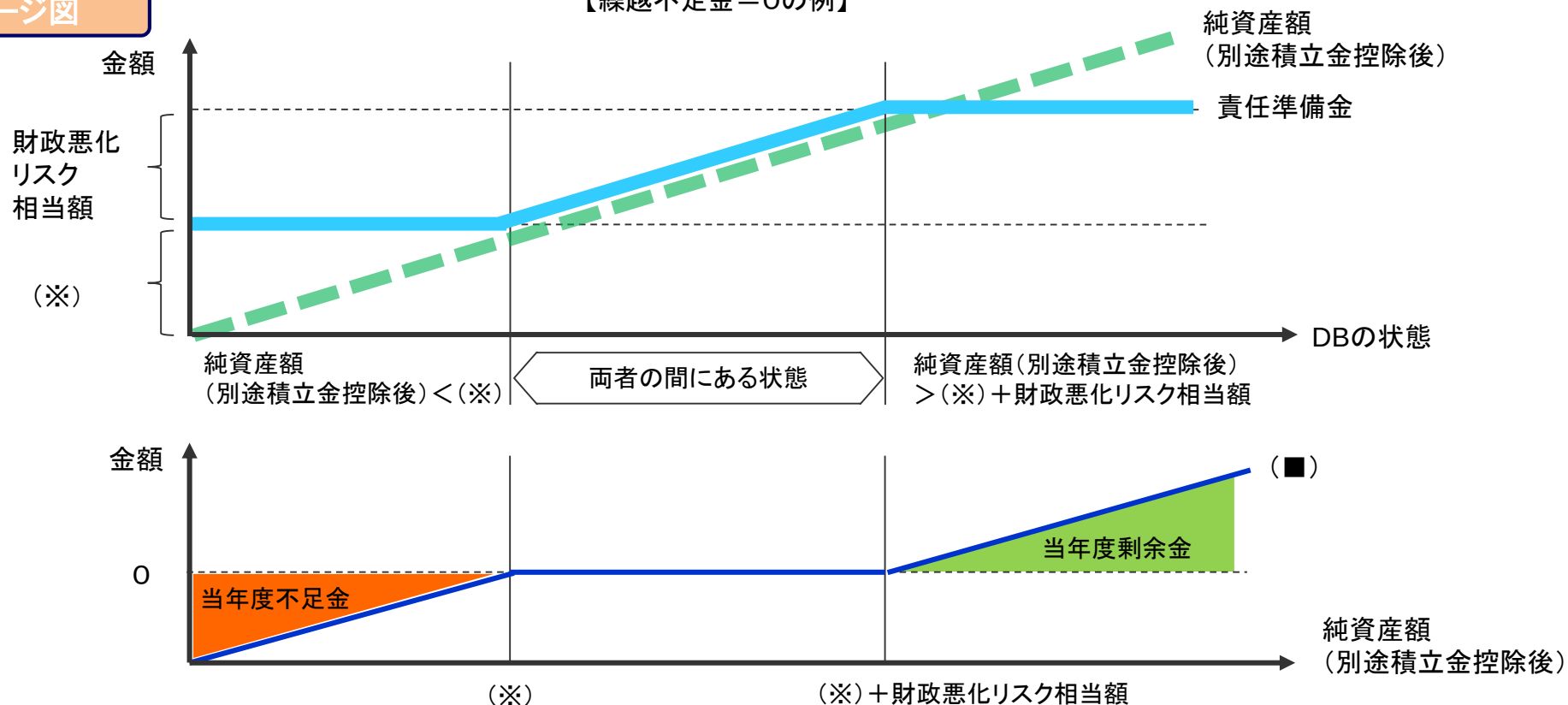
ただし、責任準備金の考え方が変更となりましたので、当年度剰余金・不足金も変更となります。(注)

(※)＝数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価

(注)繰越不足金がなく、「(※) ≤ 純資産額(別途積立金控除後) ≤ (※)＋財政悪化リスク相当額」の場合は、当年度剰余金・不足金は発生しません。
例えば、時価ベース利回りが予定利率を大幅に上回っても、このような状況に該当していれば従来の財政運営基準のように当年度剰余金が発生することはありません。

イメージ図

【繰越不足金＝0の例】

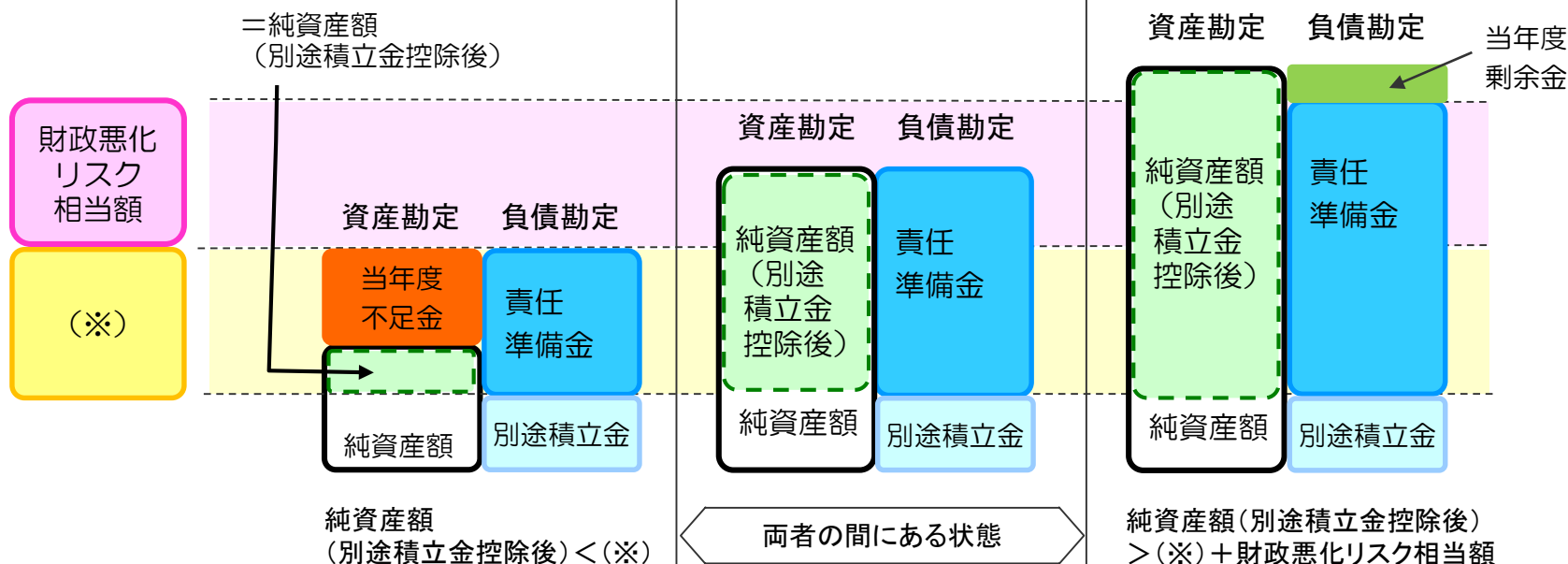
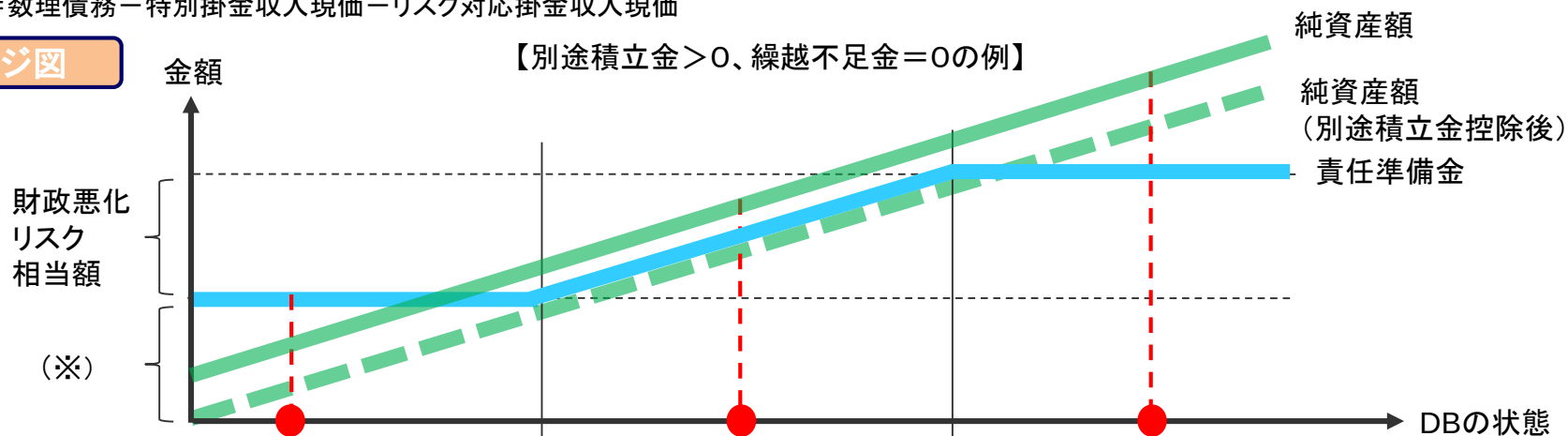


当年度剰余金・不足金について(2)

(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価

イメージ図

【別途積立金 > 0、繰越不足金 = 0 の例】

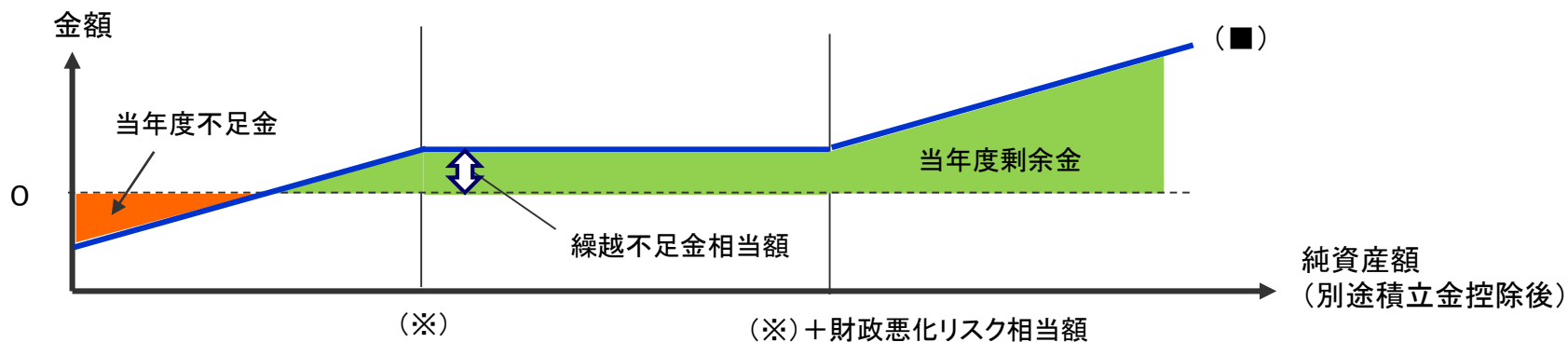
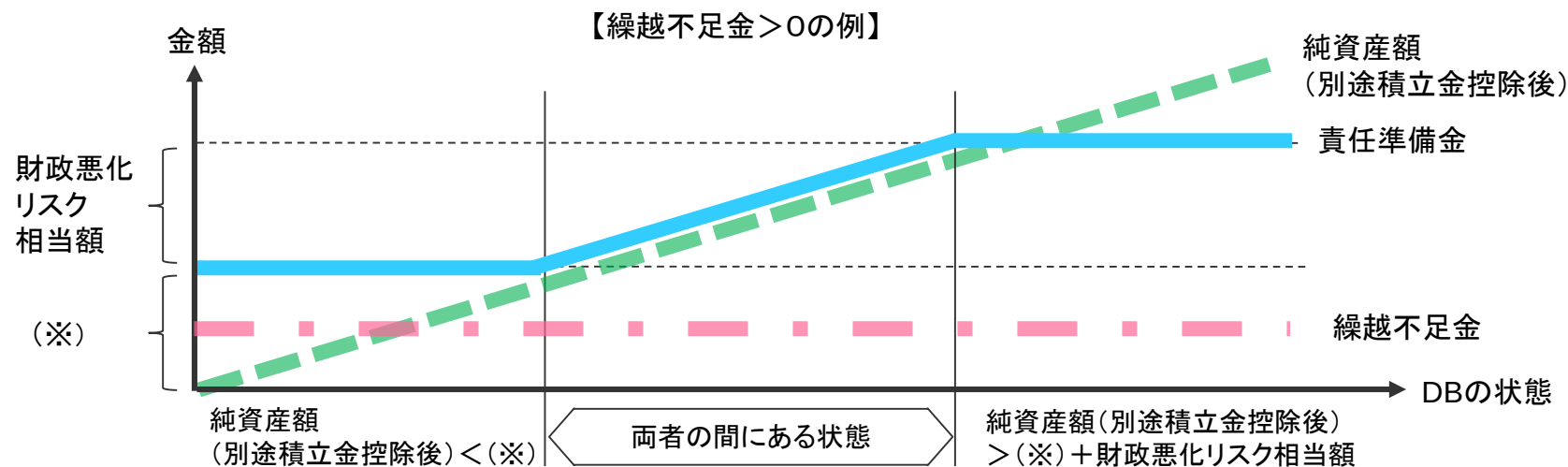


当年度剰余金・不足金について(3)

(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価

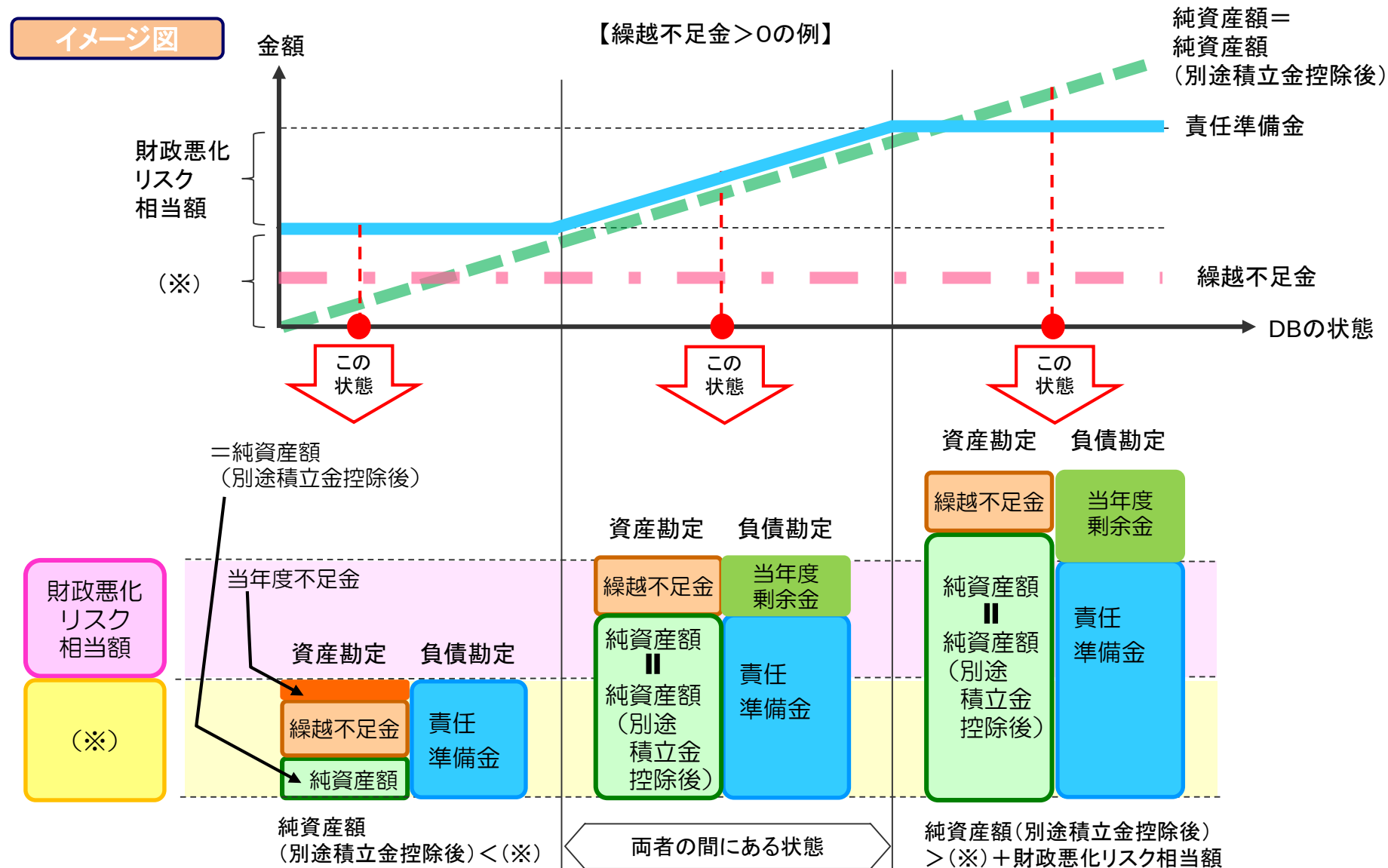
(■) = 純資産額(別途積立金控除後) - 責任準備金 + 繰越不足金

イメージ図



当年度剰余金・不足金について(4)

(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価



実質的な当年度の剰余金・不足金について(1)

- ・上記のように当年度剰余金・不足金が変更となったため、当該値は実質的な当年度の剰余金・不足金(従前の財政運営基準による当年度剰余金・不足金に準ずる値)を表していません。

実質的な当年度の剰余金・不足金は、前年度と当年度の余裕度の差額で見ることができます。(注)

具体的には、以下で算定します。

当年度の(リスク充足額－年度末繰越不足金)－前年度の(リスク充足額－年度末繰越不足金)＝(★)

(★)＞0 ⇒ 実質的な当年度の剰余金＝(★)、 (★)＝0 ⇒ 実質的な当年度の剰余金・不足金＝0、

(★)＜0 ⇒ 実質的な当年度の不足金＝－(★)

ただし、前年度末以降に財政再計算を実施した場合は、(★)の中に財政再計算による分が含まれていますので、当該財政再計算による分を控除した額が実質的な当年度の剰余金・不足金になります。

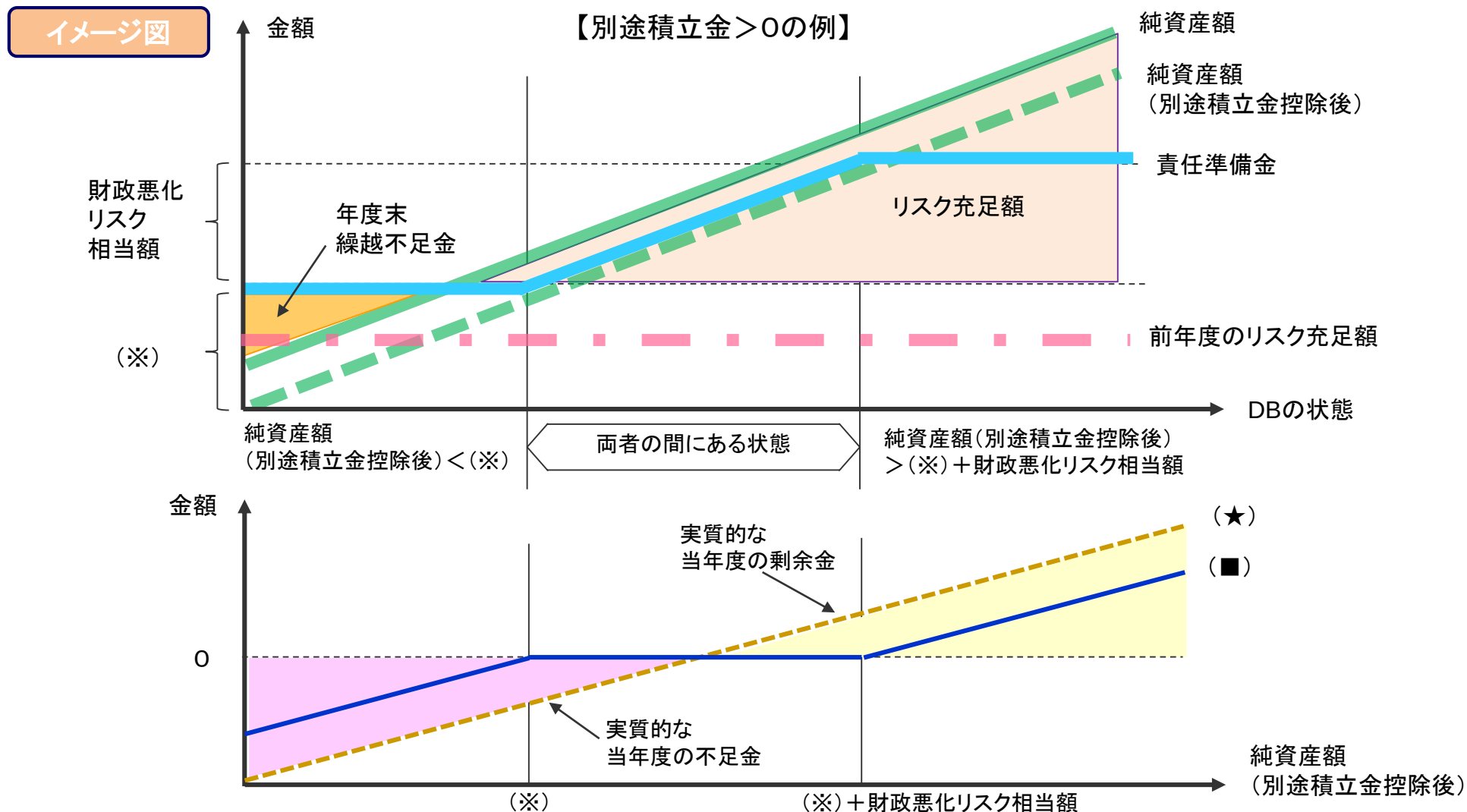
(注)リスク充足額＞0であれば継続基準を達成して実質的に積立剰余となり、年度末繰越不足金＞0であれば継続基準が未達で実質的に(実際も)積立不足となります。つまり、余裕度(リスク充足額、年度末繰越不足金)は、実質的な剰余金・不足金の累計とみることができます。これより、前年度と当年度の余裕度の差額は、実質的な当年度の剰余金・不足金を表していることが分かります。

実質的な当年度の剰余金・不足金について(2)

(※) = 数理債務 - 特別掛金収入現価 - リスク対応掛金収入現価

(■) = 純資産額(別途積立金控除後) - 責任準備金 + 繰越不足金

(★) = 当年度の(リスク充足額 - 前年度の(リスク充足額 - 年度末繰越不足金))



・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094